



古代髮考

橘守部著

邊
2009

門ヲ選6
種 2009
巻



古代に於ての考

○うらわ

うらわ垂したる髪はつらつと短くす頭小留すほとり髪をいふ
即ち頭居ウラハシに髪を和名抄に髻髪和名字那為俗用垂髪二字謂童子垂
髪也ウラハシとえたるは字鏡に髪髪至肩貞字奈井とありは至肩も即頭の髪
の居しぬを萬葉十六又頭着之童子とありぬも頭も着るなり之乃
細切也

○はぢり

搔カキ垂せる髪ウラハシの末を切らるるをいふ萬葉三不然有社歳乃八歳
叫鑽ウラハシ髪乃吾日子モロコ叫過スガやられ八歳をうらわす切らわさともんも
語意を放切の畧れる名ぢや放つとを錯留すして垂髪をいふ

大正四年青一寄
扇田亥七氏贈

今も放黛ハナジユバシびとよ名所を放ハナチのまはふ甲カウ一ヒトふらぬるとはる

とをわぬうち別ワケちりくもわぬに垂髪ウナヅメゆくと放ち切キりてはる

あめはそはうらわもしはぬりともつひツヒひヒぢヂ日集十六ニチシュウジュウロク

橋寺之長屋ハシジヤ尔昔率宿之童女波奈理波髪上都良武可ミナトノコノメノナリハけケいイこコうウぬヌ

やばちりヤバチリと二人を云フタリふはゆユも一人の童女メノコノメをかカくクよヨめメるルぢヂやヤ又

中ナカふフ八ヤチ垂髪ウナヅメよヨせるセるルのノらラぬヌもモらラぬヌくク垂髪ウナヅメまマくク放ち切キりリてテ

るルもモあアるルゆユ一ヒトうウぬヌとトはハるルゆユのノ別ワケはハたタるルのノらラぬヌことコトも

○わざい

かた顔カタガオ小搔コカウ垂ウナヅメ一ヒトたタるル髪カミをヲ今イマ垂ウナヅメはハ切キ充チヨウのノ如ニくク一ヒトてテ目メのノ際サヘをヲ切キ

ゆユりリのノ髪カミのノ末スエはハ眼メをヲ刺シはハりリぬヌるルゆユ一ヒトいイはハるル名ナ也ヤされレこれ

をヲうウぬヌぬヌはハるルゆユ其ソノ中ナカのノ一ヒト名ナやヤ古コ今イマ集シュウ二十ニジュウ相サウ摸モ尋ジンボボふフゆユらラぬヌ

此コノゆユをヲ立タぬヌらラ一ヒト穢ケガレ菜ナヒ法ホウもモゆユきキ一ヒトゆユらラぬヌ沖ウチよヨとトれレ浪ナミとトぬヌ
まマくクらラぬヌゆユのノゆユきキ一ヒトゆユらラぬヌ一ヒトをヲ髪カミのノうウをヲつツてテ
重オモシ一ヒトつツまマはハ鄙ヒノのノ末スエ一ヒト浦ウラ田タのノ海ウミ人ヒトもモ粒ツブきキうウをヲぢヂらラぬヌ

○わらハ

髪カミをヲいイちチ結ヒツカまマぬヌもモせセとト一ヒトてテうウちチ敷シけケわワらラぬヌ一ヒトぢヂらラぬヌ

此コノ名ナ也ヤわワらラぬヌ世ヨはハ萬マン葉エフ集シュウ八ヤチ萩ハギをヲよヨめメらラぬヌふフらラぬヌらラぬヌ

花ハナをヲぢヂらラぬヌけケとトわワらラぬヌけケ一ヒト花ハナのノ枝エダ葉エフ花ハナ乱ランまマらラぬヌてテ花ハナ不フ

志シのノかカるルをヲいイちチ色イロ又マタ葉エフをヲわワらラぬヌゆユもモわワらラぬヌけケぢヂらラぬヌ物モノ有アル

ゆユらラぬヌぢヂらラぬヌ名ナ也ヤのノわワらラぬヌゆユもモわワらラぬヌけケぢヂらラぬヌすスりリぬヌてテ

一ヒトてテ身ミをヲわワらラぬヌけケとトなナらラぬヌゆユもモわワらラぬヌけケ又マタわワらラぬヌゆユもモ人ヒト笑ワラウ

一ヒトはハ眉メイもモ目メもモ口クチもモ皆みなわワらラぬヌけケ一ヒト白シラカ又マタ皺シヅメしてシぬヌらラぬヌてテわワらラぬヌけケ

た
あとの如くなりきつふおれらふ唯人て心ゆるされ、廣く之は
うぬるをありしゆさしきもい皆はあはの内なりきり分て
つはわらちし十四五歳なりしりいこれともちせうぬるをあり
りとは十歳おぼし限る名也そは和名抄に礼記云童和名和良波
赤冠之補也堂所をこれりてそは別行の事をもとてしり
めりこれすてい皆童男童女なりし補ともるりとは日抄に
文選東京賦注云浪子師説和良波倍童男童女也童男乎乃和良倍童女
乃和良倍也りしゆさしきもい皆童男童女なりし補ともるりとは日抄に
童男ともめさし童女なりし補ともるりともい今も
切亮女子りきりてきりわさるれば也け和良倍の倍は物部宇
麻呂部をい部りて其群をい言也いとの及のメといをい
りんべしゆさしき後其音便也

をいし通(り)伴之長也伴し幼なりしと羣は言なり和良波倍
童男と童女と伴しりきりきりたりしりきりたりしりきりたりしり
りんべしゆさしき後其音便也

○をいしめ

此補をいし廣くしりて垂髪放切はあどなり成長なりて後ま
てりし童なりしりきり書紀に少女幼女幼婦ありしりきり書き和名抄に
小女和名平止米童女同上なりしりきり幼女とすりしりきり
葉小慶女未通女なりしりきり昏きはしりきり夫嫁ぬをいしりきり
古事記下小婚是童女なりしりきりありて倭建命美夜受比賣小婚は
て後し猶衣登賣也宣の軒太子軒大郎女小婚なりて後のは奇
ほしり加流衣登賣也よみませり是夫嫁て後をしりきり

但一人此妻と多しに定りて後をせめしり事ハ見え
ちら乎此女と云云祢の如くして凡少年の祢なりある中
にけ乎止米と云祢を女子小局とて男子とて直り次より從角
多男子と局りて女子小局なり稱する所故按ふ所のは
なりわらはるもの中より止米と云度き稱のありを
是と云々髮の結の状よりいひをあり稱するえりて今
祢いしは女の髮をみぬるうぬぬけありわらはりて
鬢さすして髮の中間を少し分結てけり之より女の形容に
はけりありをりあるなり書紀神代卷小成童女といふも有り
又萬葉十六小三名之綿故黒伎髮尾信櫛持於是故寸岳取束拳
而裳煙見解亂童兒成見云々少よりめりておりに取束拳而裳煙

見ハ乎止米と云なり解亂童兒成見ハ禿小搔垂すなり今世も如き
時男女けちちぬく生し三つなり又芥子禿をこひて廻りの髪
と垂し頭の上より小く嶋田とて結ゆる所なり
かれは名のみ成長とせられ後まゝとせりてお下のをこ
み條と合を考へぬ其の中よりをとせんとをこれとの列に何
れを今所禿島田と丸鬢と異るが如くせりてまやされい
け乎止米と云語意ハ垂らき髪を結ひ留めたり緒止女と
云きけめりニツ重なりなり一ツ省りてや残りめりて
をこの子り小髷へてをこれるれ女といふかたなり女ハ
即稱言せり遊修きの考云古事記引田部赤猪子の條小其年其
月被天皇之命仰待大命至下今日經八十歳今容姿既昔更無所持と有り

て其時賜ハシ大御奇小由、斯伎加母加志波良表登賣とよちせり人なる
八十歳を髪ハ表登賣とよちせり人其時の詔ハ吾既忘先
事然汝守志待命後過盛年是甚愛悲とらりける嚮の勅宣ハ汝不嫁
夫とのことハ随ニ不嫁夫とて守志ニ待奉ルを宣ふなり
おはりの貞操ハ身ハ老萎すも姿を不改して猶表登賣
をもちて待まらるるのやあそむるも八十歳より老女
をも又嫁せぬを表登賣とのこととて表登賣ハ女の形
をもちてをゆりて

○ひさごはむ

是ハ髪を額よりあき揚て鑑ハるる所の形ハ瓢の形ハ形ハ
似たりしと名とるも今亦ハ牛ハ丸のめとて

うけの髪オチコロケの形又御児鬢アチキとて髪アチキの形ハるるをけりてこはるの
遺風アチキなり次ハ角アチキの形と合を考ふと書紀崇峻
天皇卷ニ時既戸皇子末髪於額而随軍後自料度曰云々と何の條下の
訓注ハ古俗年少兒年十六間末髪於額十七八間分爲角子今亦然之と
なり

○あげまき

使わらう、けり髪を搔上て鑑ハるる所の形ハ角アチキと似るより角
と書也總字の義ハ角ハ即ち人體の總アチキとて意をなせり
皇國の古言ハ髪を太岐不佐とて一も束統ハ髪とて其の法ハ
ハハハ漢土も此意相通へり各紀神功皇后卷ハ各儲陰藏干髪
中とて是也又語意ハ髪を揚て卷ふなり和名抄ハ毛詩注

ゑれも猶も人のまゝのつゝを天智天皇の御世より出来し冠
より後の事やと見えたり

○をこれ

女々髪のもやをむねして錯挙する事上引佐の書との
如しされその数を錯緒して一束より固むるを緒圍那の
省も尚や古言より圍をかこむ籠をのみと云り那ハ女を
稱して奈祢阿祢と云ふ祢此通音より男を背那と云那や
上のを之れまゝに地され地れてこれか云那り考て皆祢言
やかくてその髪ハ鬘を七人飭とかけ鬘をみくしませて
つゝ人の髪挙と云ふをともく嚴ふやうししと云り
只垂れぬる髪を搔上りて成髪挙と云ふはとりきし是成

垂髪干背スベレト小せしと云漢風より後りて後の和と云えり
はれも沛せし小かゝりの梳めりてやうくよと云い
さうはるを天智天皇の御世のけと云りかへてさへし
ハヤリフミナコモトスベレモトモトモトモト各祀天武天皇スベレ婦女垂髪干背猶故と云るを此
向ふけはまゝ動しとれ皇国のゆゑのやふしと云り
るをこれにをりてめをみささごのりりてあつて
ゆゑりといふ今の下髪サケカの事をつゝ流日本紀天智天下婦女自非神
部齊宮人及老嫗皆髻モト髪モトとられも猶後中昔の髪モトを
はるしとせし事モトあつて多く見えてりとして生か出で
嬰子モト乳子モトやと云る髪モトをいふ髪モト形ち短くまゝに年
老て地され地をぬちと云ふと云りて髪モトをいふ

ひくまふ髪アツカの形以てを稱へたりしちまへり。故その名美し
髪アツカ一屬の語ハ形を以てしぬか所ら玉めはらちざぬ其漫
華冠ズなるの事をとて免髪ヒモカミのあたりははれくるまへこの事
やまとい男の額髪ヒモカミを刺とや。後の世の事といふを凡頭ヒモカミ
法きつり事色漏さん紀一。袂ヒモカミあへり。六は多しと古き
其の髪の名乃切の言を只ううとあり。法ヒモカミをその引ヒモカミゆ
き書と多く。洩ら一。つはちか。其事といふは
高しぬれつと。其形もつとらさるなり。



